

告 示

埼玉県告示第七百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、元荒川上流土地改良区安養寺堰管理規程及び元荒川上流土地改良区古宮堰・斉条堰・杣殿堰・小林堰・鯉沼堰・板橋堰管理規程を次のとおり認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 認可年月日

令和六年六月二十一日

二 管理規程の概要

イ 元荒川上流土地改良区安養寺堰管理規程

(1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

(2) 点検及び整備に関する事項

(3) 緊急事態における措置に関する事項

ロ 元荒川上流土地改良区古宮堰・斉条堰・杣殿堰・小林堰・鯉沼堰・板橋堰管

理規程

(1) 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

(2) 点検及び整備に関する事項

(3) 緊急事態における措置に関する事項